

山梨県公報

第二千八百四十三号

平成三十年

十一月二十九日

木曜日

目次

○都市公園の区域変更.....	五七三
○随意契約の相手方の決定について.....	五七三
○松くい虫駆除命令内容の公表.....	五七三
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(二件).....	五七四
○第四十二期山梨県労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦について.....	五七五
○換地処分の実施.....	五七五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	五七六
○湯島発電所仙城沢川取水施設管理規程.....	五七六

告示

山梨県告示第三百四十六号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)第二十六条の規定により告示する。

平成三十年十一月二十九日

山梨県知事

後藤

斎

名称	位置	変更に係る区域	供用開始年月日
舞鶴城公園	甲府市丸の内一丁目	次の図面のとおり	平成三十年十二月一日

(「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県県土整備部都市計画課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年十一月二十九日

山梨県知事

後藤

斎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 行政情報ネットワーク等総合保守管理業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十年九月十八日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 日本電気株式会社
- (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

五 契約金額

一億三千六百八万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由 短期間での障害対応や今後予定されているネットワークに関する設計等を行う上で、現行環境を熟知している事業者であることが必要不可欠であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成三十年十一月二十九日

山梨県知事

後藤

斎

一 区域及び期間

1 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間 平成三十年十二月二十日から同月二十七日まで

二 森林病害虫等の種類 森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫三行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をばく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をばく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をばく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由 一 一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一 一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届けなければならぬ。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三 1 に規定する樹木、三 2 に規定する伐採跡地又は三 3 に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一 2 に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4 の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

6 一 一の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、平成三十年十二月十三日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して不服を申し出ることができる。

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成三十年十一月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市上福沢字山本一一五〇	小林榮治
甲斐市打返字室窪四五七の一	大沢昌則

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施設要件変更の告示 平成三十年十月九日農林水産省告示第二千二百一十一号
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。

● 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成三十年十一月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一三八	天野音吉、長田亮三
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一〇五・二一九七の一三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一九七の一四八	天野啓太郎、天野小三郎、天野竹治、天野文雄、長田市太郎、長田鶴吉、長田孫平、長田六衛、小林松太郎
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一四三、二一九七の一四九	長田いしみ、長田かずみ、長田孫治
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一四五	長田繁
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一三二	長田房一

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施設要件変更の告示 平成三十年十月十一日農林水産省告示第二千二百三十一号
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。

● 第四十二期山梨県労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦について

第四十二期山梨県労働委員会労働者委員補欠委員の任命を平成三十一年一月に行うので、労働組合は労働者委員補欠委員候補者を次により推薦されたい。
 平成三十年十一月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法

- 1 労働者委員補欠委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。
- 2 1の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあつては、その書面にその労働組合が1の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

二 被推薦者の資格制限等

- 1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。
- 2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一条及び第百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。
- 三 推薦者数 労働組合が推薦しようとする候補者の数は、二名程度とする。
- 四 推薦期間 平成三十年十一月二十九日から同年十二月十四日まで
- 五 推薦書の提出場所 山梨県産業労働部労政雇用課（郵便番号四〇〇一八五〇一甲府市丸の内一丁目六番一号）
- 六 任命すべき補欠委員の数 一名

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営畑地帯総合整備事業（白根中央地区有野工区）の換地処分を平成三十年十月三十一日実施した。

平成三十年十一月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年十一月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 都留市玉川字穴口三百二十七番一、三百二十七番四から三百二十七番九まで、三百二十八番、三百三十三番、三百三十四番三及び三百三十八番二から三百三十八番四まで並びに水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 都留市玉川三百三十八番地 株式会社山又富士 代表取締役 遠藤広人

企業局

山梨県企業局管理規程第九号

湯島発電所仙城沢川取水施設管理規程を次のように定める。

平成三十年十一月二十九日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

湯島発電所仙城沢川取水施設管理規程

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第一節 水位（第六条）

第二節 取水及び河川流量（第七条―第十一条）

第三節 放流及びゲートの操作（第十二条―第十六条）

第三章 点検及び整備に関する事項（第十七条―第十九条）

第四章 洪水警戒体制における措置に関する事項（第二十条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 湯島発電所仙城沢川取水施設管理規程（以下「規程」という。）は、水利使用規則（平成二十四年二月六日付け国閣整水第百七十九号の三）第八条に基づき、湯島発電所仙城沢川取水施設（以下「取水施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者及び管理主任者）

第二条 取水施設管理者（以下「管理者」という。）は、山梨県公営企業管理者とし、水利使用規則及びこの規程の定めるところにより、取水施設の管理を行うものとする。

2 管理者は、取水施設の管理を適正に行うため、早川水系発電管理事務所に管理主任者を一人おくこと。

3 管理主任者は、部下の職員を指揮監督し、この規程の定めるところにより、取水施設の管理に関する事務を誠実に執行しなければならない。

4 管理主任者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条に基づくダム水路主任技術者とし、関東東北産業保安監督部長へ届け出るものとする。

（異例の措置）

第三条 管理主任者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。ただし、異常事態の発生により緊急に処理を要するものについては、この限りでない。

2 管理主任者は、前項ただし書により処理した場合には、事後速やかに管理者に報告するとともに、その後の処理についての指示を受けなければならない。

（取水施設の諸元等）

第四条 取水施設の諸元、その他管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

一 取水施設

イ 取水堰堤

(1) 高さ 七・〇メートル

(2) 長さ 一八・五メートル

(3) 越流頂の標高 千十五・五〇メートル
ロ ゲートの名称及び規模

- (1) 取水堰堤排砂門（幅二・五〇メートル 高さ二・五〇メートル）
 - (2) 取水庭排砂門（幅二・〇〇メートル 高さ一・五〇メートル）
 - (3) 沈砂池排砂門（幅一・〇〇メートル 高さ一・〇〇メートル）
 - (4) 隧道入口制水門（幅一・八〇メートル 高さ二・一〇メートル）
- ハ ゲート開閉の速さ 取水堰堤排砂門 〇・三〇メートル毎分
ニ 放流管の名称及び規模

- (1) 義務放流量放流管 直径二百ミリメートル
- (2) 集水面積 八・四〇平方キロメートル
- (3) 計画洪水流量 三百立方メートル毎秒
- (4) 計画洪水位 標高千九・二三メートル
- (5) 最大取水量 〇・七二立方メートル毎秒
- (6) 取水制限流量 第七条第二項に規定する範囲内の流量

(水位等の算定方法)

第五条 取水施設における河川水位は、取水堰堤排砂門直上流の圧力式水位計の測定値とし、予備として、取水堰排砂門右岸内壁面の量水標の読みとする。

2 取水施設における河川流量は、第十条で測定する取水量と義務放流量及び余水吐越流量並びに前項の測定値から算定する取水堰堤排砂門からの放流量並びに取水堰堤からの越流量を合算して算出するものとする。

第二章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第一節 水位

(取水位)

第六条 取水施設における最低取水位は、標高千十四・五〇メートルとする。

第二節 取水及び河川流量

(取水)

第七条 取水施設からの最大取水量は、〇・七二立方メートル毎秒とする。

2 取水は、取水施設における流量が第九条第一項で規定する流量を超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うものとする。

(取水時のゲートの操作)

第八条 取水を行うときは、第四条第一号ロ(1)から(3)までの排砂門（以下「排砂門」という。）は全閉、隧道入口制水門は全開とする。

(義務放流量)

第九条 義務放流量は、取水施設地点の河川流量の範囲内において、〇・〇一立方メートル毎秒とする。

トル毎秒とする。

2 管理主任者は、前項に規定する義務放流量を厳守して湯島発電所発電用水の取水を行い、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持するものとする。

(取水量の測定)

第十条 取水量の測定は、取水施設沈砂池内の自記水位計を用いる水位法により算定した値から、義務放流量及び余水吐越流量を控除して算出するものとする。

2 前項による算定のほか、発電実績出力から使用水量を定める方法により、前項の算定結果を補完することができるものとする。

(取水量及び河川流量等の報告)

第十一条 管理者は、水利使用規則第九条の規定により、第十条で算出した取水量を月ごとにとりまとめて、翌月の十日までに関東地方整備局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

2 管理者は、水利使用規則第九条の二に規定する事項について、十年間分をとりまとめ、局長に報告しなければならない。

一 河川流量

二 取水実績

三 義務放流量（維持流量）の放流状況

四 河川法許可に関わる手続きの厳守状況

五 工作物の工事履歴

六 洪水時の対応状況

七 異常渇水時の対応状況

八 その他必要な事項（特段の許可条件が付されている場合の対応状況等）

第三節 放流及びゲートの操作

(放流の原則)

第十二条 取水施設からの放流は、次の各号の一に該当する場合に限り、行うことができるものとする。

一 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

二 第九条の放流を行うとき。

三 河川流量が最大取水量と義務放流量を加えた量を越えたとき。

四 発電用施設及び取水施設の点検又は整備のため必要があるとき。

五 その他やむを得ない必要があるとき。

(ゲートの操作)

第十三条 排砂門及び隧道入口制水門の操作は、前条の規定によるほか、第二十条に規

定する洪水警戒体制時以外は開閉してはならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第十四条 取水施設から放流する際の一般に周知させるための措置として、取水施設左岸の警報器により放流の開始時に警告をしなければならぬ。

(放流の安全の確認)

第十五条 排砂門を操作して放流を行うときは、あらかじめ下流河川の安全を確認しなければならぬ。

(ゲートの操作に関する記録の作成)

第十六条 排砂門及び隧道入口制水門を操作した場合には、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならぬ。

- 一 操作の理由
- 二 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻
- 三 開閉を始めたとき及びこれを終えたときにおける取水施設の河川水位
- 四 その他参考となるべき事項

第三章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第十七条 管理主任者は、取水施設を操作するために必要な機械器具の整備を行わなければならない。この場合において、大雨、洪水、地震その他これらに類する異常な現象で、その影響が取水施設に及ぶものが発生したときは、その発生後、速やかに取水施設の点検を行い、取水施設に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(監視)

第十八条 管理主任者は、取水施設及びその周辺について常に監視を行い、その維持管理及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第十九条 管理主任者は、大雨、洪水、地震その他の原因により、取水施設に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、甲府河川国道事務所長及び峡南建設事務所長に対しその旨を報告しなければならない。

第四章 洪水警戒体制における措置に関する事項

(洪水警戒体制)

第二十条 この規程における洪水警戒体制とは、山梨県南巨摩郡早川町を対象として大雨警報又は洪水警報が発令されたときから、これらの警報が解除され、又は切り替えられるまでの間をいう。

(洪水警戒体制における措置)

第二十一条 管理主任者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 取水施設を操作するために必要な機械、器具の点検整備、その他取水施設の管理のため必要な措置
- 二 関係地方気象台及び関係機関が発信する気象及び水象に関する情報の収集を行うこと。
- 三 第十六条の規定によるゲートの操作に関する記録その他次に掲げる事項について、記録の作成をしなければならない。

イ 気象

ロ 水象

ハ 取水量

ニ 点検及び整備に関すること。

ホ その他取水施設の管理に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。